

別 表

1 補助対象経費

本工事費、付帯工事費及び取得費

2 補助金額

区 分	補 助 金 額	補助金の限度額
建物を新築した場合	当該補助対象経費の15/100	250万円
建物を新たに取得した 場合	当該補助対象経費の15/100	112.5万円
建物を新たに取得し 改造した場合		
既存の建物の過半の 増改築又は過半の改 造をした場合		

3 適用除外

この要綱の適用を受けた自治公民館は、当該適用年度以降20年間は、この要綱を適用しない。